

葛飾区高齢者クラブ

要綱・基準集

< 目次 >

葛飾区高齢者クラブ運営基準	・ ・ ・ ・ ・ P 2～ 3
葛飾区高齢者クラブ助成要綱	・ ・ ・ ・ ・ P 4～11
友愛実践活動事業実施基準	・ ・ ・ ・ ・ P12～14
地域福祉活動事業実施基準	・ ・ ・ ・ ・ P15

要綱・基準集に関する問い合わせ先
葛飾区福祉部地域包括ケア担当課
シニア活動支援センター
電話 5698-6201
(令和6年2月現在)

葛飾区高齢者クラブ運営基準

31 葛福高第 1471 号
令和 2 年 3 月 19 日

1 目 的

高齢者クラブ（以下「クラブ」という。）は高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とする。

2 会 員

(1) 会員数は、30人以上とする。ただし、クラブ設立届提出日から1年以上が経過し、会員数が30人に満たなくなつたが、従前の年間活動実績と同等以上の活動を行っているクラブは、この限りではない。

なお、既存のクラブが複数のクラブに分割するような場合は、少なくとも70人以上かつ、区長が特に認める場合に限るものとする。

(2) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

(3) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとし、その地域は、他のクラブと重複しないものとする。ただし、区長が特別に認める場合は、同一小地域内に限らない。

3 中立性

クラブは、政治上、宗教上の組織に属さないものとする。

4 運 営

(1) 会員の総意により自主的に運営するものとする。

(2) 会員の互選による代表者を1名置くとともに、必要に応じて役員を置くものとする。

5 会 則

クラブは、組織及び運営に関する会則を設けるものとする。

6 事務所

クラブは、一定の事務所又は連絡場所を定めるものとする。

7 会費

- (1) 会員は、クラブの活動費として、定期的に会費を納入するものとする。
- (2) 生活保護法による被保護者その他会費の納入が困難な者については、会則により会費を免除又は減額することができるものとする。

8 活動

- (1) クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりに係る活動その他の社会活動を総合的に実施するものとする。
- (2) クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね3分の1以上の会員が常時参加するものであること。

9 連合会

クラブは、葛飾区高齢者クラブ連合会に加入するものとする。

10 簿冊の備付

クラブは、次の各号に掲げる簿冊を置くものとする。

- (1) 会員名簿及び役員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) クラブ活動日誌
- (4) 予算書及び決算書
- (5) 備品台帳

11 経理

クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、各備付簿冊については、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

葛飾区高齡者クラブ助成要綱

14 葛保高第775号
平成15年4月1日

1 目 的

この要綱は、別紙1 葛飾区高齡者クラブ運営基準(以下「運営基準」という。)1に規定する目的を有する葛飾区内の高齡者クラブ(以下「クラブ」という。)の活動に対して、予算の範囲内でその活動に要する経費(以下「経費」という。)の一部を助成し、高齡者福祉の増進に資することを目的とする。

2 助成対象クラブ

運営基準に規定する要件に該当し、かつ、次の書類を区長に届け出たクラブで、設立後継続して3ヵ月以上活動しているものとする。

- ア 高齡者クラブ設立届 (様式 1)
- イ 設立趣意書
- ウ 会員名簿及び役員名簿
- エ 会 則
- オ 代表者届 (様式 2)
- カ 高齡者クラブ区域図 (様式 3)
- キ 定例会等使用会場(会場名・会場所在地・電話番号)

3 助成対象経費

この要綱による助成の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等飲食のみの食糧費その他活動に要する経費として区長が不相当と認める経費は、助成対象外とする。

(1) 団体助成

- ① 社会奉仕活動費
- ② 生きがいを高めるための各種活動費
- ③ 健康づくりに係る各種活動費

(2) 事業助成

- ① 別紙2 葛飾区高齡者クラブ友愛実践活動事業実施基準(以下「友愛実践活動実施基準」という。)7に定める友愛活動事業に係る経費
- ② 別紙3 葛飾区高齡者クラブ地域福祉活動事業実施基準(以下「地域福祉活動実施基準」という。)2に定める地域福祉活動事業に係る経費

4 助成金額

助成金額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 団体助成

助成金の交付を申請する日の属する年度の区の指定する日における下記の表 左欄会員数の区分に応じて同表右欄で定める額とする。

会 員 数	助 成 月 額
49人以下	15,000円
50人～100人	17,000円
101人～150人	19,000円
151人～200人	20,000円
201人～250人	21,000円
251人以上	22,000円

(2) 事業助成

クラブが次の事業を実施する場合、その事業ごとに定める額を団体助成の額に加算することができる。

- | | |
|------------|----------------|
| ア 友愛実践活動事業 | 限度額40,000円(年額) |
| イ 地域福祉活動事業 | 限度額30,000円(年額) |

(3) 1の年度において3の助成対象経費の額が、交付を受けた団体助成の合計額又は事業助成の年額に満たない場合の助成金額は、その助成対象経費相当額とする。

5 申請手続

(1) 団体助成を受けようとするクラブは、次の書類により区長に申請を行うものとする。ただし、区長が次の書類のいずれかを要しないと認めるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- | | |
|--------------|------------------|
| ア 助成金交付申請書 | (様式 6) |
| イ 会員名簿及び役員名簿 | (様式 17) |
| ウ 代表者届 | (様式 2：異動があったとき。) |
| エ 年間事業計画書 | (様式 7) |
| オ 予算書 | (様式 8) |
| カ 会 則 | (変更があったとき。) |

(2) 事業助成を受けようとするクラブは、次の書類により、書類に実施時期・回数等を明記しなければならない。

ア 友愛実践活動事業

① 友愛活動部会員名簿 (様式14)

② 友愛活動対象者名簿 (様式15)

イ 地域福祉活動事業

① 地域福祉活動年間事業計画書 (様式18)

6 助成の決定

区長は、5により団体助成または事業助成（以下「助成」という。）の申請のあったクラブについて、運営基準、友愛実践活動事業実施基準、地域福祉活動事業実施基準に基づき、必要事項を实地に調査の上、その適否を審査し、助成金交付を決定したときは助成金交付決定通知書により、助成金を交付しないと決定したときは助成金交付申請却下通知書により、クラブに通知する。

7 助成金の請求

助成金の交付決定を受けたクラブは、速やかに助成金を請求しなければならない。

8 助成金の交付

区長は、7の請求に基づき助成金を交付する。

9 変更の届出

助成金交付決定を受けたクラブは、代表者、クラブ名、会則、区域等の変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

10 助成の条件

この助成金は、葛飾区補助金等交付規則によるほか、次の事項を条件として交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し

助成決定後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、決定の全部若しくは一部を取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、

この限りではない。

(2) 事故報告

クラブの活動の実施が困難となったときは、速やかにその理由及び実施の見通し等を書面により区長に報告しなければならない。

なお、クラブの活動を休止し又は廃止しようとするときも同様とする。

(3) 遂行命令

区長は、クラブの活動がこの要綱に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずることがある。

なお、この命令に違反したときは、助成金の交付を一時停止することがある。

(4) 実績報告

3月31日を経過したとき又は、助成決定の取消しを受けたときは、それらの事実があったときから30日以内に次の書類を区長に提出しなければならない。

- | | | |
|---|------------|--------|
| ア | 内容別活動状況報告書 | (様式10) |
| イ | 事業実績報告書 | (様式11) |
| ウ | 決算書 | (様式13) |
| エ | 友愛活動報告書 | (様式16) |
| オ | 地域福祉活動報告書 | (様式19) |

(5) 助成金の額の確定

区長は(4)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、クラブ活動の内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し通知する。

(6) 是正のための措置

区長は、(4)の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、クラブ活動の内容が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとることを命ずることがある。

(7) 決定の取消し

次の各号の一に該当したときは、区長は助成決定の全部又は、一部を取消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

イ 助成金を他の用途に使用したとき

ウ 助成金の交付決定の内容又は、これに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

(8) 助成金の返還

区長は、助成決定の全部若しくは一部を取消した場合又はクラブ活動の中止若しくは廃止を承認した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

付 則（昭和51年3月16日区長決裁）

この要綱は、昭和51年4月1日から適用するものとする。

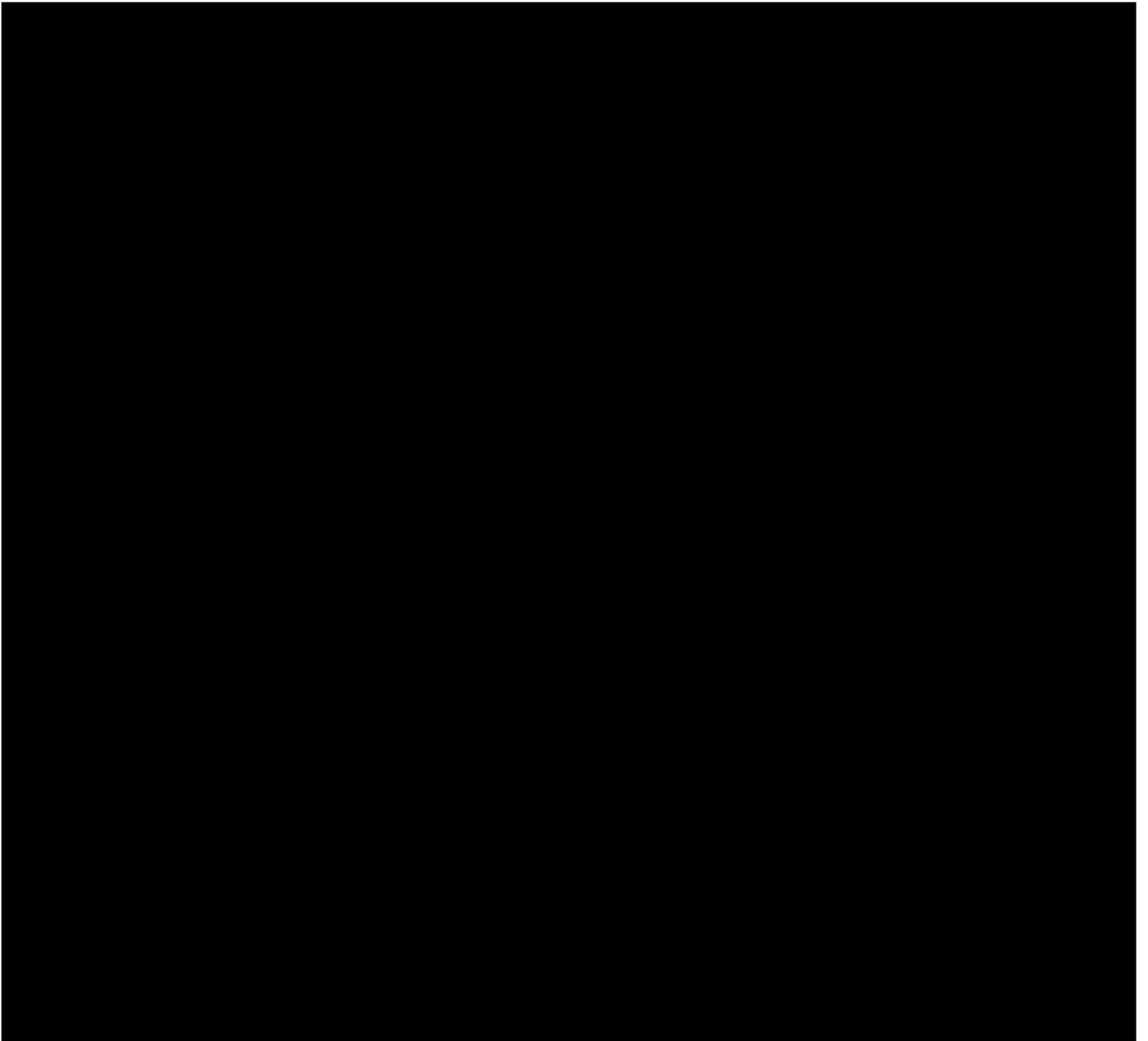
— 一部省略 —

付 則（令和5年3月9日4葛福高シ第220号部長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

団体助成の対象となる活動例および支出例

区分	活動例	支出例
① 社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみゼロ運動、クリーン作戦への参加・協力 ○神社・仏閣の境内、児童遊園、道路等の清掃 ○福祉施設慰問 ○交通、地域安全運動、防犯運動・防災運動への参加・協力 ○地区行事（例祭り、盆踊り）への奉仕・参加・協力 ○町会・自治会・子供会主催等の行事への参加・協力 ○講座、講演会、学習会、勉強会等 ○子供の安全確保（登下校時の見守り）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃道具代 ・町会等協力分担金 ・講師への謝礼・車代 ・会場施設使用料 ・資料等の作成印刷費 ・茶菓子・飲料代
② 生きがいを高めるための活動	<ul style="list-style-type: none"> ○趣味の教室、集い等 パソコン、カラオケ、書道、絵画、音楽、大正琴、 絵手紙、手芸、俳句、書道、茶道、民謡、詩吟、 踊り、囲碁、将棋、短歌、健康麻雀、茶話会、お花 見、脳トレ、異世代（幼稚園児等）との交流等 ○講座、講演会、学習会、勉強会等 ○演芸大会、作品展の主催・参加 ○老人大学への参加・協力 ○名所旧跡見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師への謝礼・車代 ・会場施設使用料 ・教材・材料代 ・資料等の作成印刷費 ・入場料、拝観料 ・茶菓子・飲料代
③ 健康づくりに係る活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ペタンク、グラウンドゴルフ、輪投げ等 ○歩行会、ハイキング等 ○いきいきクラブ体操、リズム運動、健康体操、 レクリエーションダンス、筋力トレーニング ストレッチ等 ○健康講話、講演会、学習会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・用具購入費 ・会場施設使用料 ・資料等の作成印刷費 ・講師への謝礼・車代 ・茶菓子・飲料代
④ その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○クラブの総会、役員会、例会、活動別の連絡会等の開催 ○役員名簿・会員名簿の作成 ○誕生会 ○会報の発行 <p>（注）予算書・決算書上では、この「④その他の活動」の経費は、「①社会奉仕活動経費」の欄に合算し、計上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・葛高連の分担金 ・地区ブロック会の分担金 ・クラブ会計簿・活動日誌の購入代 ・全老連老人クラブ保険料 ・会報の作成印刷発行費 ・茶菓子・飲料代



団体助成・事業助成の対象とならない活動例および支出例

費 目	活 動 例 お よ び 支 出 例
運 営 事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ・全老連老人クラブ手帳・会員章の購入 ・レターケース等の備品の購入 ・クラブ運営に共通して使用する文具等の購入 <p>(総会資料印刷紙の購入等助成対象事業に専ら使用する物品の購入は対象経費となる)</p>
レクリエーション費	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦を目的とした観光旅行 ・新年会、忘年会、高齢者クラブの設立・創立周年記念式の飲食費
地域との交流費	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会、地区高齢者クラブ親睦会に招待された時の寸志等
食 糧 費	<ul style="list-style-type: none"> ・懇親会、懇談会での酒類飲食のみの食糧費
交 際 費	<ul style="list-style-type: none"> ・香典、見舞金等
雑 費	<ul style="list-style-type: none"> ・どの事業にも含まない種々の細かい経費
公 園 ・ 児 童 遊 園 清 掃 請 負 関 連 費	<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区と契約した公園・児童遊園清掃請負等受託に係る経費

葛飾区高齡者クラブ友愛実践活動事業実施基準

平成19年4月1日

1 目的

この事業は、高齡者クラブの会員が地域のひとりぐらしの高齡者に、話し相手や日常生活の軽易な援助等を行なうことにより、地域における高齡者相互の支援体制を充実し、高齡者福祉の向上と地域福祉の発展に資することを目的とする。

2 実施主体

部会員がおおむね5人以上で組織する「友愛活動部会」を設置した、高齡者クラブとする。

3 友愛活動部会の組織

- (1) 友愛活動部会に部会長、副部会長を置く。
- (2) 部会長は、当該高齡者クラブの会長とする。
- (3) 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。
- (4) 部会長は、友愛活動事業に従事するとともに、定期的に会合を設けて活動の調整をする。また、部会を代表して、他組織との調整に当たる。
- (5) 副部会長は、友愛活動事業に従事するとともに、部会長を補佐する。
- (6) 部会員は部会長の指示により、友愛活動事業に従事する。

4 友愛活動対象者

おおむね60歳以上で、原則として、ひとりぐらし又は高齡者世帯等で友愛活動を希望する方とし、高齡者クラブの会員であると非会員であることを問わない。

5 友愛活動対象者の選定

友愛活動対象者は、友愛活動部会が選定することとし、必要があるときは、地区担当の民生委員の協力を得るものとする。

6 事業の実施範囲

原則として、高齡者クラブの活動地域内を事業実施の範囲とする。ただし、近隣の地域から要請があった場合は対象とする。

7 事業内容

友愛活動対象者を「友愛活動部会員」が定期的(月2回以上)に訪問し、コミュニケーションを図るとともに、軽易な日常生活援助等を行う。

(1) 話し相手等

日常会話や囲碁、将棋といった趣味を通じて、孤独感等の解消を図るとともに、外出の機会の増加を図る。

ア 話し相手や一声かけ

イ 散歩や買い物への手助け

ウ 食事会等の相手

エ 施設への送り迎え等

(2) 簡単な家事援助

家事援助を希望する対象者には、植木への散水等、隣近所の付き合い程度の範囲で家事の援助を行う。

(3) 対象者への情報の提供

高齡者クラブの活動や、行政サービス等を知らせる。

8 実施上の留意点

- (1) 対象者のプライバシーに関する秘密を保持する。
- (2) 対象者と対等の信頼関係を築くように心掛ける。
- (3) 対象者の実態及び要望の把握を十分に行う。
- (4) 活動内容及び訪問回数等の決定に当たっては、対象者の要望等により友愛活動部会において決定する。
- (5) 対象者に家族がある場合は、家族の理解を得ることに努める。
また、地域住民に活動を理解してもらおう。
- (6) 友愛活動は、原則として2人以上で行う。

9 助成金の使途

助成金は、友愛活動事業に関して支出する。

[例] 事務用品、郵送料、はがき代、電話料、部会員の保険料、交通費、ガソリン代、打合せに要する茶菓子代、印刷代、名刺代、その他事業に必要な経費

(注) ボランティア事業であるため、友愛活動部会員の人件費は想定していない。

葛飾区高齢者クラブ地域福祉活動事業実施基準

14葛保高第775号
平成15年3月28日

1 目 的

この基準は、高齢者クラブが日常活動として実施している諸活動のうち、地域福祉活動事業として、区の助成金の対象となる活動内容及び実施回数を明らかにするとともに、高齢者福祉の向上と地域福祉の発展に資することを目的とする。

2 事業内容

助成対象とする活動は、高齢者クラブが自主的かつ計画的に実施している次の活動とする。

- (1) 福祉施設への慰問又は雑巾・タオル・折り鶴等手作り品の寄贈
(年4回以上)
 - (2) クラブ非会員である近隣高齢者の高齢者クラブ主催活動への招待
(年4回以上)
 - (3) 幼稚園、保育園、学童保育、児童館、子供会や学校での交流・伝承活動
(年4回以上)
 - (4) 花壇づくり運動
(月2回以上)
 - (5) 高齢者クラブの非会員の高齢者を対象とした絵手紙等による一声運動
(月2回以上)
 - (6) 公園・児童遊園、歩道・道路等の清掃活動
(月4回以上)
 - (7) その他地域福祉事業と区長が認めた活動
(区長が定めた回数)
- ただし、上記(1)・(2)・(3)の活動回数が基準を満たさない場合は、合算して活動回数が年6回以上であること。

3 事業助成の対象経費

助成対象経費は次のとおりとする。

- (1) 雑巾・タオル・折り鶴、絵手紙等の材料代
- (2) 招待者への記念品、茶菓子、飲料代
- (3) 会場施設使用料
- (4) 資料作成等の印刷費
- (5) 講師への車代
- (6) 花の種・肥料等の購入代
- (7) 清掃用具代
- (8) 全老連老人クラブ保険料
- (9) その他事業に必要な経費